

共済年金の 27%削減に抗議し撤回を求める声明

2012 年 8 月成立の「被用者年金一元化法」（以下「一元化法」という）により、本日支給の公務員共済年金における旧恩給期間に関わる部分の 27%の削減が強行されました。20 数万円に及ぶ大きな金額を削減される人も少なくありません。道理にない一方的な年金削減に強く抗議し、その撤回を求めるものです。

恩給期間に関わる年金削減は、当初、2007 年に自公政権によって国会に提出された「一元化法」案の中に含まれていました。これは、公務員バッシングの一環として提案されたものです。同法案は、一端廃案となったものの、「社会保障・税一体改革」関連法案として民主党政権によって再度提案され、民自公 3 党合意によって可決し、今年 8 月に実施されたものです。

恩給制度は、いうまでもなく国の制度として長く存続しました。共済制度にまたがって在職した退職者は、恩給期間分を含めて共済年金として受給しています。恩給期間に見合う給付の財源として「追加費用」が共済組合に交付されています。国の制度にもとづく給付の財源を公費負担することは当然であり、「公務員優遇」とはまったく無縁のものです。

削減幅 27%の算出根拠も根拠のないものです。当時の共済保険料本人負担 4.4%と恩給期間に負担していたとされる「恩給納金」2%の差 2.4%が共済保険料全体の 8.8%の 27%になるというものです。しかし、当時の厚生年金保険料本人負担は 1.5%でした。また、削減対象となっても職種によっては、2%より高率の負担をしていました。

恩給期間に関わる年金削減は、削減理由そのものに根拠がなく、削減幅についてもまったく不当なものです。その上、2 点に渡る「配慮措置」があるとはいえ、高齢ほど削減額が大きく、高齢者、特に、医療・介護等に多額の支出を要する超高齢者の生活を脅かします。財産権を乱暴に侵害し生存権さえ脅かしかねないものです。

よって、恩給期間に関わる共済年金の削減に重ねて抗議し、削減を取りやめるとともに削減額の復元を要求するものです。

2013 年 10 月 15 日

全日本年金者組合

中央執行委員長 富田浩康